

個人輸入に関する諸外国の状況（第7回資料より）

3. 諸外国の状況（米国、EU、フランス）

パリ条約では、「不法に商標又は商号を付した商品は、その商標又は商号について法律上の保護を受ける権利が認められている同盟国に輸入される際に差し押さえられる」と規定されている（第9条（1））。一方、TRIPS協定では、「加盟国は、旅行者の手荷物に含まれ又は小型貨物で送られる少量の非商業的な性質の物品については、この節の規定の適用（不正商標商品¹の輸入による廃棄・処分等）から除外することができる」と規定されており（第60条）「少量の輸入」についての不正商標商品の取締りは必ず行わなければならないとされているわけではない。

米国

米国商標法（ランナム法）は、原則として、登録名義人の同意を得ないでその登録商標が「取引上使用」（use in commerce）され、かかる使用が混同を生じさせるときに侵害となる（第1114条）という体系となっている。このため、模倣品の個人輸入及び個人所持については、「取引上使用」に該当せず、商標権侵害には当たらない。

なお、米国商標法における「商標」は、日本の商標法のような「業として」商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が使用する標章という限定をしていない。このため、個人使用目的の模倣品に付されているものも「商標」であるが、上記のような体系により、より直接的に、模倣品の個人輸入及び個人所持を商標権の効力の対象外としている。

また、模倣品の輸入については、関税法（第526条）及び商標法（第1124条）においても認められていないが、「合衆国に到着する者が携行する物品がその者の私的使用のための物であって販売のための物品でないときは、下記の場合は適用されない」とこととされている（関税法第526条(1)(d)）。

(a) 当該物品が長官によって決定される種類と数量の制限内である場合

(b) 当該者が本規定にもとづいて到着の直前30日以内の適用除外を認められていない場合

なお、(a)については、連邦規則により、原則として1人につき1個までは輸入が可能とされている。

EU（欧州連合）

欧州共同体規則では、原則として、共同体商標の所有者は、自己の同意を得ないで、その商標を「取引上使用」（use in the course of trade）することを阻止する権利を有し

¹ TRIPS 第51条 注1 この協定の適用上、(a)「不正商標商品」とは、ある商品について有効に登録されている商標と同一であり又はその基本的側面において当該商標と識別できない商標を許諾なしに付した、当該商品と同一の商品（包装を含む。）であって、輸入国の法令上、商標権者の権利を侵害するものをいう。

ている（第9条）という体系となっている。このため、模倣品の個人輸入及び個人所持については、「取引上使用」することには該当せず、商標権侵害には当たらない。

なお、欧州共同体規則における「共同体商標」も、日本の商標法のような「業として」という限定をしていない。このため、個人使用目的の模倣品に付されているものも「共同体商標」であるが、米国法と同様に、より直接的に、模倣品の個人輸入及び個人所持を、共同体商標の効力の対象外としている。

また、EC関税規則²においても、知的財産権を侵害する物品（模倣品）の欧州連合の領域外から領域内への搬入、自由流通、輸出、再輸出等は、原則として認めていないものの、（a）「並行輸入品（但し、権利者が同意した以外の知的財産の対象である場合を除く。）」及び（b）「旅行者の非課税限度内の非商業的手荷物（商業的輸送の一部である兆候のない場合に限る。）」については、取締りの対象外とされている（第3条第2項）。

フランス

フランス知的所有権法（ロンゲ法）における「商標」についても、日本の商標法のような「業として」商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が使用するものという限定をしていない。そのため、個人使用目的の模倣品に付されているものも「商標」である。

しかし、アメリカ、EUとは異なり、個人使用目的の模倣品であっても、「権利侵害をなしている標章を表示していると主張されている商品を税関検査の過程で差し押さえることができる。」（第716条の8）こと及び、「偽の商標が付されていると知っている商品を合法的理由なしに保持する行為を行った者は何人たりとも刑罰を課す。」（第716条の10）こととしている。

	商標権の侵害行為	個人輸入・個人所持が侵害に当たる
日本	業として（商品を生産し、証明し、又は譲渡する者）の使用	×
米国	取引上（業として）使用	×
EU	取引上（業として）使用	×
フランス	標章の使用 ³	

² 2004年7月1日から適用される「一定の知的財産権を侵害している疑いのある物品に対する税関の行為及び当該権利を侵害すると判断された物品について採られる手段に関する理事会規則」

旧関税規則と比べると、共同体意匠、登録植物品種、共同体登録植物品種、原産地表示及び地理的表示の保護が追加されている。また、取締対象外となる旅行者の手荷物についても、商業的輸送の一部と見られる場合には、取締の対象となった。

³ 第713条の2 次に掲げるものは権利者の許可がない限り、禁止されるものとする。

（a）標章の複製、使用又は貼り付け。「規格、様式、機構、模造、種類、方法」等の単語が附記されているものも含む。又は、登録において指定されているのと同じの商品又は役務に対して複製した標章を使用すること

（b）適法に貼付されている標章を隠蔽又は変更すること